

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（復興局の総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第27条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 まちづくり再生課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>（復興局の総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）</p> <p>第27条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 まちづくり再生課の分掌事務について、<u>総括課長及び課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>総括課長専決事項</u></p> <p>（1） [略]</p> <p><u>まちづくり再生課長専決事項</u></p> <p>（1） <u>東日本大震災津波による災害からの復興のためのまちづくりに関する制度の研究及び調査に関すること。</u></p> <p>4・5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。